

工事監督支援業務等共通仕様書

(令和 6 年度版)

令和6年度 工事監督支援業務共通仕様書の改定概要

1 改定の趣旨

千葉県共通仕様書は、国土交通省の共通仕様書を準用しており、今回の改定内容は令和4年4月の国土交通省の改定に基づくものである。

2 改定の概要

第1002条 用語の定義

- ・「連絡」に関する内容が追加された。
- ・「電子納品」に関する内容が追加された。
- ・「書面」について、「情報共有システム」に関する内容が追加された。

第1005条 管理技術者

- ・管理技術者の保有資格の条件が変更された。
- ・管理技術者は、担当技術者との兼務ができないことが追加された。

第1006条 担当技術者

- ・担当技術者の保有資格の条件が変更された。
- ・担当技術者を定めた場合、調査職員に通知することが追加された。
- ・担当技術者が変更になる場合の内容が追加された。

第1008条 提出書類

- ・テクリス登録する内容が追加された。

第1010条 業務計画書

- ・業務計画書の提出期限が14日（休日等を含む）以内に変更された。

第1020条 条件変更

- ・条件変更に関する内容が追加された。

第1021条 修補

- ・修補に関して内容が追加された。

第1023条 履行期間の変更

- ・履行期間の変更に関する内容が追加された。

第1028条 個人情報の取り扱い

- ・個人情報の取り扱いに関する内容が追加された。

第1030条 行政情報流出防止対策の強化

- ・行政情報の流出防止対策の強化に関する内容が追加された。

第1031条 保険加入の義務

- ・保険加入の義務に関する内容が追加された。

令和6年10月 1日

千葉県県土整備部技術管理課